

平成23年 職員の給与等に関する報告及び勧告の骨子

(平成23年10月19日 岡山県人事委員会)

給与勧告のポイント

- 1 民間給与との較差の解消を図るため、月例給の引上げ改定 (0.18%)
- 2 期末手当・勤勉手当 (特別給) の引上げ (0.05月分)
- 3 自らの所有に係る住居手当の廃止

1 民間給与との比較

(1) 月例給 (職員と民間の4月分給与を、給与決定要素である職種、役職、年齢等が同じ者同士で比較)

民間給与(A)	職員給与(B) [行政職、平均42.9歳]	較差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$	較差 (国)
369,726円	369,018円	708円 (0.19%)	△899円 (△0.23%)
	(減額措置後) 342,901円	26,825円 (7.82%)	

1. 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の民間事業所のうちから253事業所を無作為抽出し、当該事業所の約8,300人の個人別給与を实地調査 (調査完了率:92.9%)
2. 表の下段は、特例条例による減額措置後の額との比較 (参考)

<特例条例による減額措置>

平成21年度から平成24年度までの4年間、給料、管理職手当及び期末手当・勤勉手当の支給額を平均7.4%減額する措置が講じられている。

※給料及び期末手当・勤勉手当 (一般職員7%、課長級以上10%)

※管理職手当 (課長級10%、部・次長級20%)

(2) 特別給 (昨年冬と本年夏の民間の特別給の年間支給割合との比較)

民間の支給割合 3.99月 (職員 3.95月)

2 民間給与との較差に基づく給与改定

(1) 月例給 (改定率0.18%、改定額680円)

現行の給料表の給料月額に、民間との較差に応じた一定額を加算

(2) 期末手当・勤勉手当 (特別給)

年間の支給割合を0.05月分引上げ (3.95月分 → 4.00月分)

※昨年の期末手当・勤勉手当の実支給月数: 4.05月

3 自らの所有に係る住居手当の廃止

自らの所有に係る住居手当については、平成24年4月から廃止

4 給与構造改革に伴う経過措置

給与構造改革に伴う経過措置（現給保障）については、今後、国及び他の都道府県
の状況を踏まえ、廃止する方向で検討

5 改定の実施時期

改定の実施時期は平成23年4月1日。ただし、2の(2)については平成23年12月1日、
3については平成24年4月1日

6 公務員人事管理

(1) 人材の確保・育成

採用説明会等の募集活動の充実・強化による優秀な人材確保に向けた取組が必要
人材育成については、中長期的な視点から計画的に職員の意識改革と資質の向上
に努めることが必要

(2) 人事評価制度

試行中の教職員については、これまでの取組を検証し、実効性のある人事評価制
度の早期本格実施に向けた課題の整理など検討の促進が必要

(3) 女性職員の採用・登用

職域の拡大、管理職への登用及び働きやすい職場環境づくりが必要

(4) 仕事と生活の両立支援

家族休暇などの既存の制度を効果的に活用できる環境づくりが重要
男性の育児休業取得促進の一助として短期間の取得者の期末手当の支給割合を見
直し

(5) 総実勤務時間の縮減

時間外勤務の事前命令の徹底、事務事業の見直しなどを推進するとともに、管理
監督者を中心とした年休等の計画的取得が可能な職場づくりが重要

(6) 心の健康づくり対策の推進

精神疾患の未然防止や早期発見に重点を置いた取組及び職場復帰や再発防止への
環境整備が必要
セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント防止のための効果的取組が
必要

(7) 高齢期の雇用問題

定年延長に向け、国の動向を注視するとともに、諸課題について検討を進めるこ
とが必要

7 給与勧告実施の要請

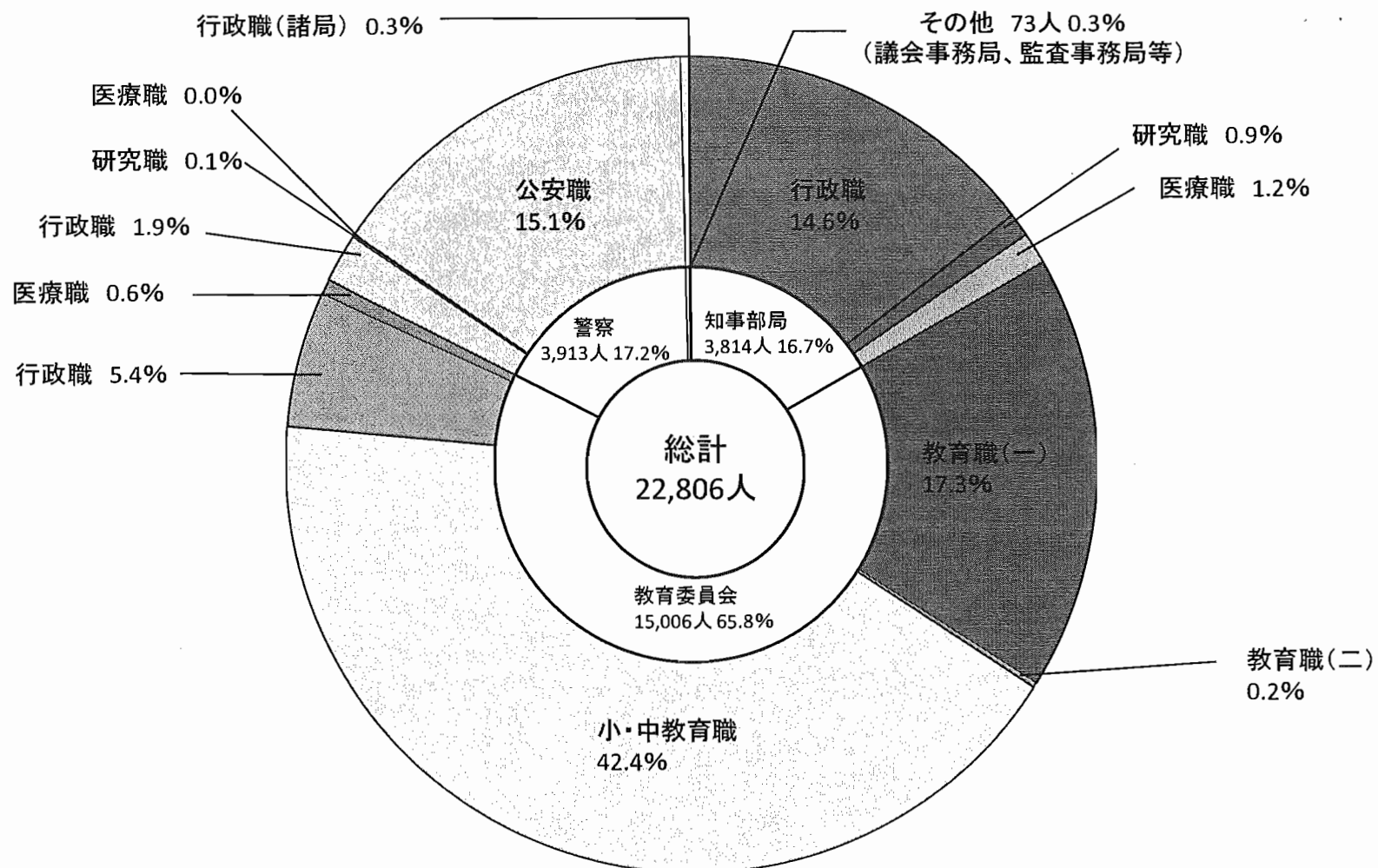
労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、人事委員会勧告
の実施を要請

— 給与勧告制度の仕組み —

平成23年10月
岡山県人事委員会

給与勧告の対象職員

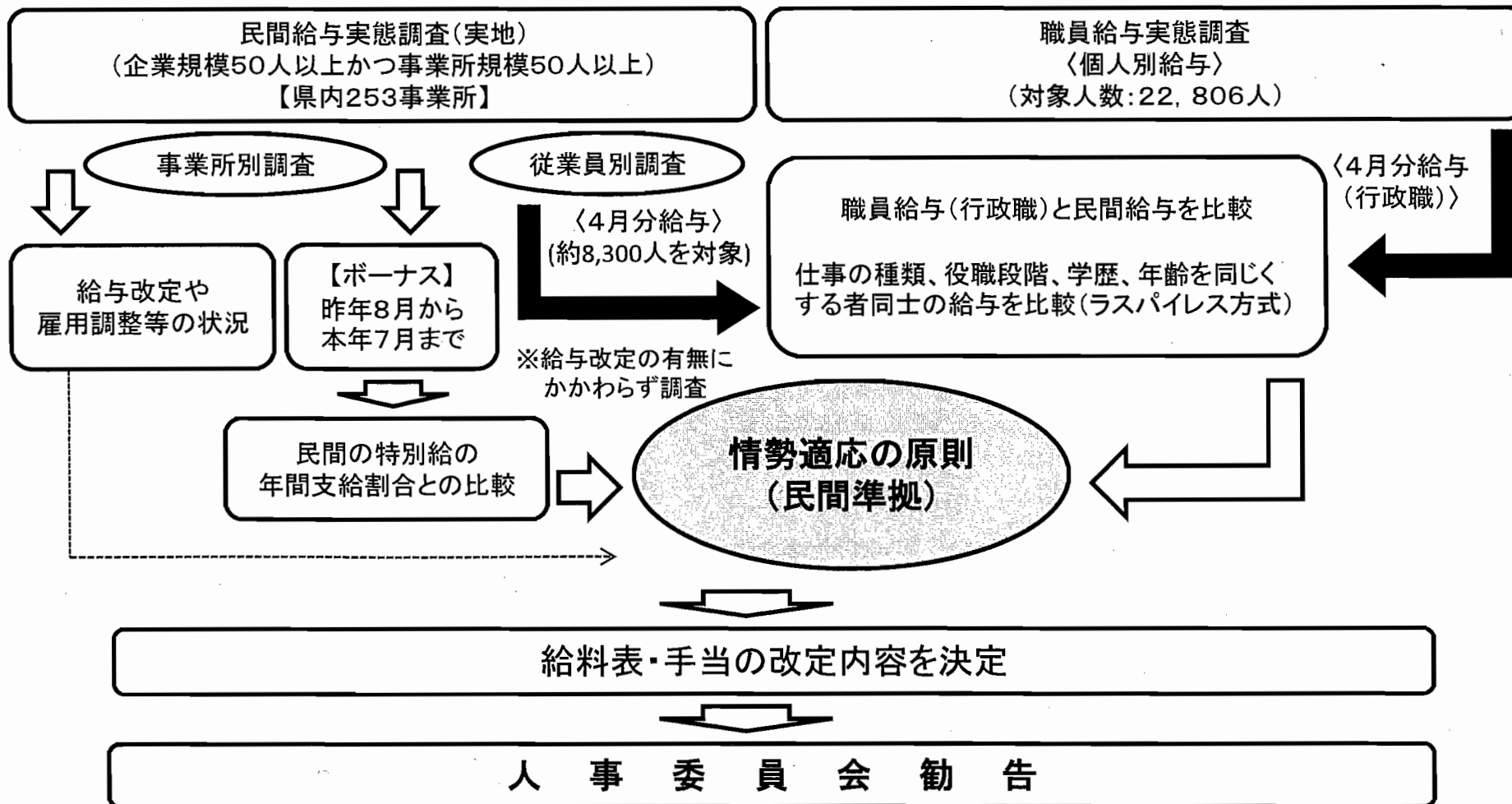
人事委員会の給与勧告の対象となる職員は、給与条例の適用を受ける職員22,806人です。
(平成23年4月1日現在)



人事委員会勧告までの手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

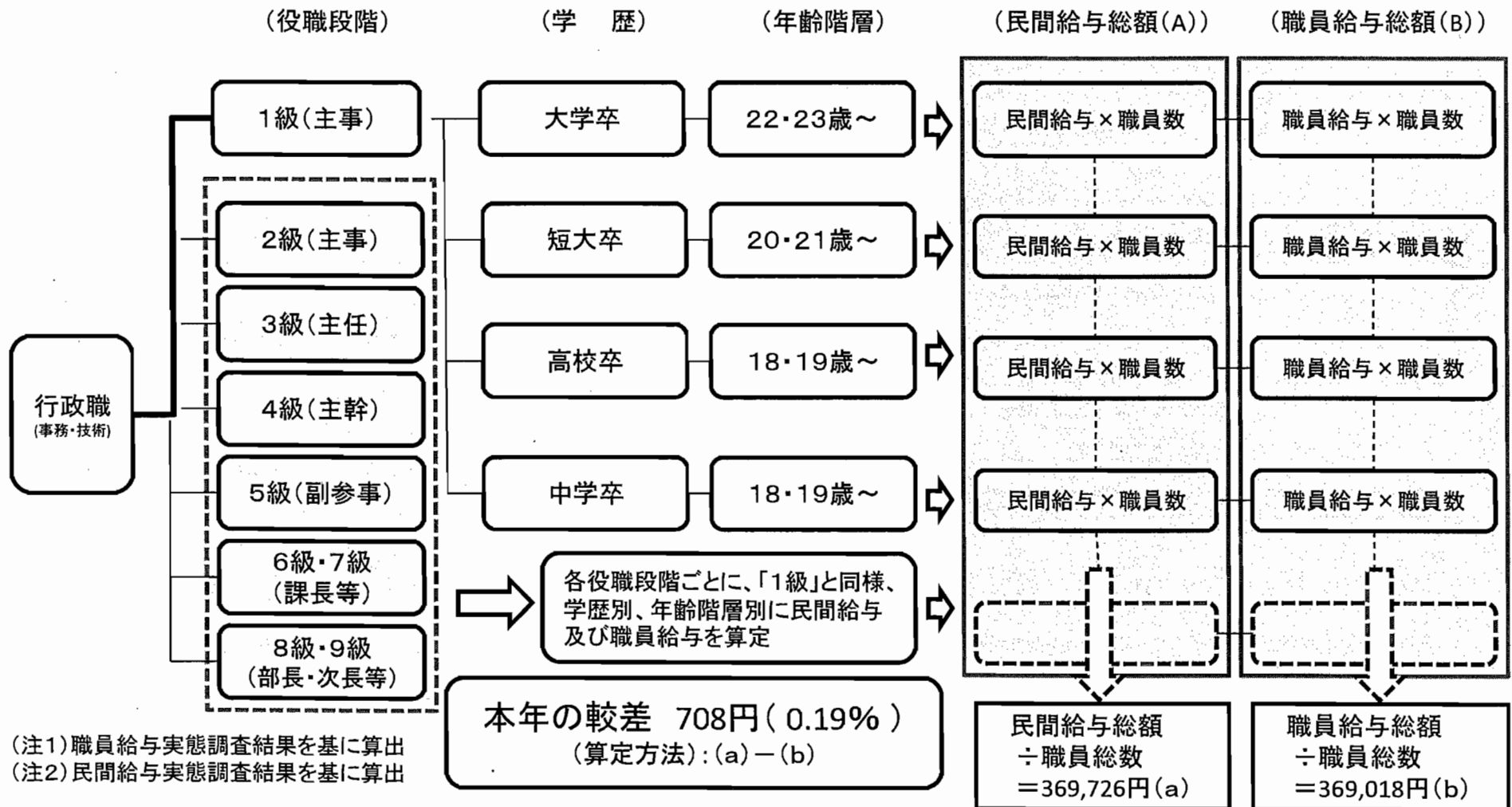
また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支給されている給与額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注1) 職員給与実態調査結果を基に算出
 (注2) 民間給与実態調査結果を基に算出